

## 第3回新潟県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時 平成21年3月17日(火)  
開会：午後1時30分(閉会：午後3時00分)

会 場 新潟県自治会館3階会議室

出席委員 大竹真理子  
小林睦子  
澤田克己  
高杉幹夫  
福井泰雄

事務局 池上忠志(事務局長)  
池田伸一(事務局次長)  
鈴木 昇(総務課長)  
残間 寛(業務課長)  
箕輪隆久(医療給付係長)  
山川正則(総務係主任)

日 程

- 1 開会
- 2 広域連合事務局長挨拶
- 3 議事
  - ・ 諮問事項  
レセプト(診療報酬明細書)情報の提供について
- 4 その他
- 5 閉会

## 審議会内容

### 1 開会（池田次長）

定刻となりましたので、第3回情報公開・個人情報保護審査会を開催したいと思います。はじめに、広域連合事務局長の池上よりご挨拶を申し上げます。

### 2 広域連合事務局長挨拶

本日は、年度末のお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

昨年の4月1日より始まりました後期高齢者医療制度ですが、市町村及び関係機関のご協力により、県内約33万人の被保険者の皆様に充実した医療サービスの提供に努めております。

しかしながら、その間にも様々な問題点が指摘され、一定の制度見直しを行い、また、国の検討会においても、見直しの基本方針を春を目途にまとめることとしております

このように制度をとりまく状況は、現在、若干落ち着いてきてはおりますが、今後も住民から寄せられる意見等に耳を傾けながら、制度の円滑な運営に取り組んでいく必要があると思われまます。

さる、2月28日には、当広域連合議会が開催され、平成21年度の予算も決まり、この制度も2年目を迎えますが、一層充実したものとなるよう努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の審査会の議事ですが、制度開始により医療機関より送られてまいります、レセプト（診療報酬明細書）情報の提供について、医療費の適正化等の観点から審査会に諮るべき事項がありましたので、この後、議事の中でご説明させていただきます「諮問事項」として、委員のみなさまからのご意見をいただければと思います。

委員の皆様には、大変お忙しい中、午後の限られた時間ではありますが、当連合の適正な情報管理を行うためにご指導の程、よろしくお願いいたします。

### 3 議事（議長：澤田会長）

※議事については、会長が議長を務め進行

・諮問事項（事務局）

諮問の進め方を事務局で説明。その後、諮問事項説明

## 「諮問事項」

- ・レセプト（診療報酬明細書）情報の提供について  
レセプト（診療報酬明細書）情報を実施機関以外のものへ提供するもの

### 具体的内容

後期高齢者医療保険の被保険者のレセプト情報(診療報酬明細書)は保険者である広域連合が管理している。

レセプト情報については、各種団体が行う医療費適正化等の統計・分析や市町村が実施する被保険者の保健指導等に必要な情報提供が求められている。

については、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人、これらに準ずる機関その他の団体からの求めに応じ、公益上の必要性その他相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合にレセプト情報の提供を行いたい。

### 理 由

国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人、これに準ずる機関その他の団体では、医療の全国的、地域的な統計・分析を行い、健康医療政策に反映させ、医療費適正化等を進めていくうえでレセプト情報が必要となる。

また、被保険者の健康診査と保健指導については、広域連合が市町村へ業務委託しており、市町村が健康診査実施後の保健指導を行う際に、対象者へのきめ細やかな指導を行ううえでレセプト情報が必要となる。

上記のいずれの場合も、個人情報保護条例第8条第1項で規定される「公益上の必要性その他相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」と認められるので、レセプト情報を提供できるものとしたい。

## 「審議等」

(委員)

この制度ができてから、県内での要望等はあるか。全国的にはどうか

(事務局)

市町村から出てきている。類似的な問い合わせは数件ある。他の連合も同

様のものである。

(委員)

他の団体とは、どういうものが考えられるか。

(事務局)

考えられる中では、学術研究機関等が考えられる。

(委員)

学術機関の明記は難しい。その場合は審査会にかける方が良いのではないかと。自治体とは分けた考えが良いと思われる。

(委員)

分析、統計で使う情報は全部提供は必要ではあるが、保健指導で使う情報は、対象を絞って必要な部分だけでも良いと思える。

(委員)

具体的な事例により判断する必要もある。多くなれば、ひとつひとつ審査会にかけず、実施機関で判断し包括的な対応をする必要もあると思うが、事例が少ない中では、そこまで包括的にやるのはどうかとも思う。事例の多い少ないかによっても違ってくる。

(事務局)

想定ではあるが、今後は多くなってくると思われる。特に保健指導は、本人の同意を前提として、情報提供をする機会が多くなると思われる。

(委員)

目的に応じた判断が必要となる。統計的なのは、特に問題はないが、保健指導的な部分での提供は、やみくもにその他団体というわけにはいかないし、保健指導では、個人でも知りたくない情報もあるので、必要に応じた部分での提供が必要と思われる。

自治体とその他で分けた方が良いと思う。

-----終了-----

(会長)

委員皆様の意見に基づいて答申書にまとめるということになりますが、審査会が本日のみですので、答申書の作成については、私の方でまとめたものを後日、委員の皆様へ送付したいと思います。いかがなものでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

— 審議終了 —

#### 4 その他

ガイドブック、しおりについて説明

#### 5 閉会

事務連絡後、終了。